

建築士事務所憲章

建築士事務所は、建築や環境が文化の形成に占める重要な意味を認識し、社会の健全な進歩と発展に寄与します。

- 一 誠意をもって設計と監理の業務を遂行し、建築主の期待に応えます。
- 一 健康で快適な生活環境の創造と、安全安心、持続可能で良質な資産の形成を図ります。
- 一 自己研鑽を怠らず、職業倫理を高め、法令遵守と公益の立場に立って最善を尽します。
- 一 設計意図の理解を施工者に求め、公正に工事を監理します。
- 一 互いに信頼を深め、連帯の精神をもって職務を全うします。

平成 20 年 5 月

社団法人日本建築士事務所協会連合会

社団法人富山県建築士事務所協会は、本憲章を誓約する建築士事務所を会員とする法定団体です。